

生活困窮者自立支援法が平成27年4月1日に施行される。

同法では福祉事務所設置自治体(市及び県〈町村分〉)が、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的にして、自立相談支援事業等の事業を直営又は民間法人への委託により実施することとされている。

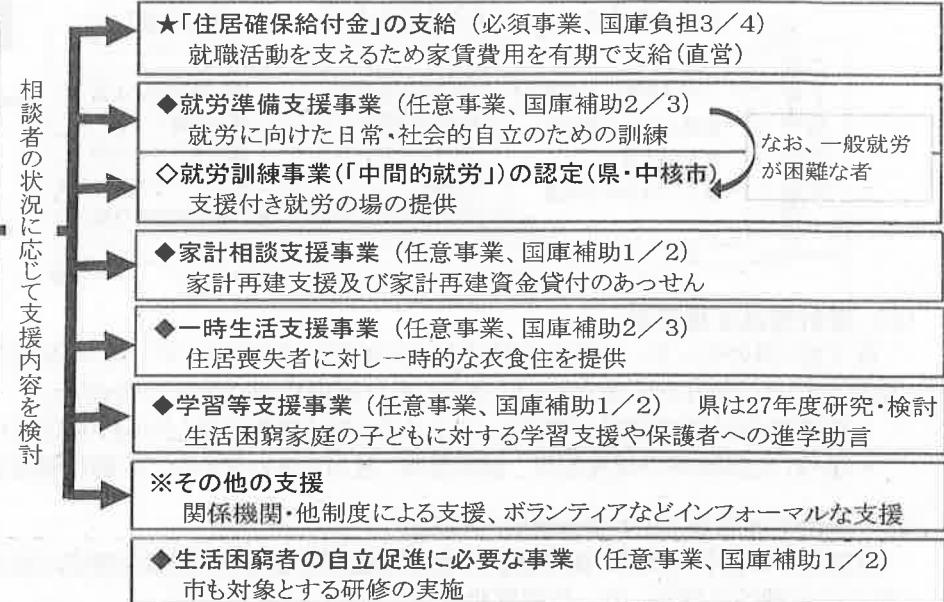
地域福祉課

I 県の事業展開

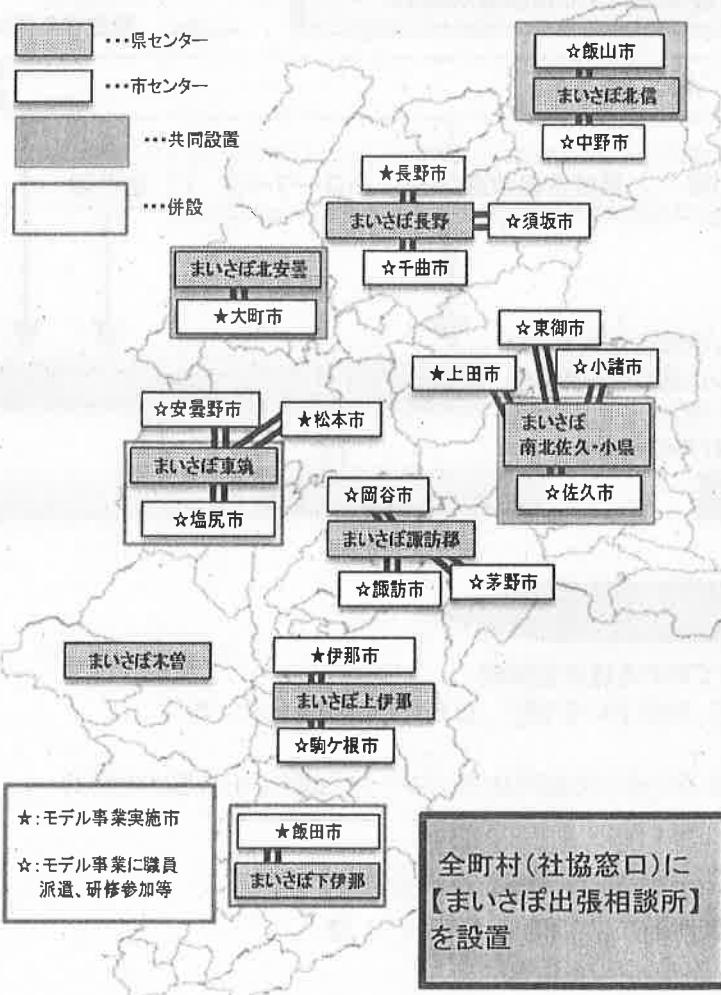
これまでモデル事業で取り組んできた寄り添い型支援を更に充実させ、状況に応じた様々な支援を実施。

- ★自立相談支援事業
(必須事業、国庫負担3/4)
 - ・ワンストップ型の相談窓口に、生活・就労の支援員を配置
 - ・各相談者に最適な支援をコーディネートし、支援計画を作成
 - ・計画に基づく支援を実施 地域の関係機関との連携を強化し支援を充実

- ★…必須事業
- ◆…任意事業
- ◇…事業者の自主事業



II 「生活就労支援センター “まいさぽ”」の設置 (自立相談支援事業)



市と県の連携体制の構築

『広域圏毎の連携』

県が主導して、圏域毎に各センターが「顔の見える関係」をつくり、日常的に連携

- 就労先等の社会資源を情報共有
- センター長会議(市郡をまたがる課題検討)(隨時)
- 支援員の交流・勉強会(事例研究等)(随时)
- 支援団体ネットワーク会議(圏域)開催(年1回程度)
- 相談者の適切な引継ぎ

『県全域の連携』

県は事業本部を設置して、市も含め全県的な調整・企画

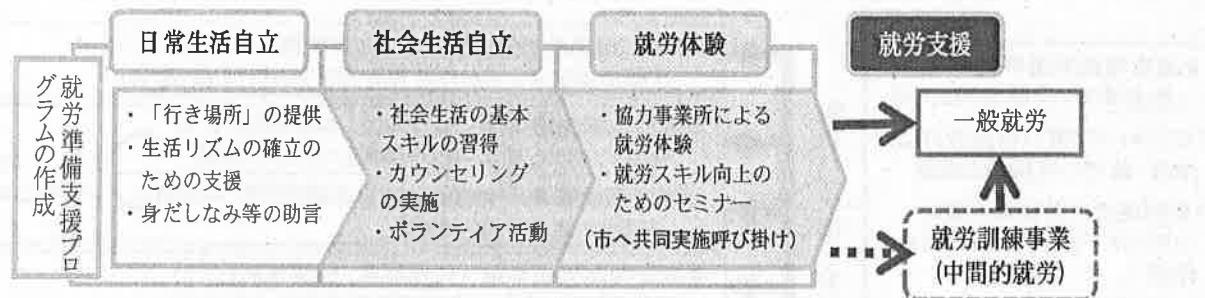
- 県と市の連携体制を定める協定締結 (※1)
- 支援団体ネットワーク会議(県域)開催(年1回程度) (※2)
- 市も対象とした研修会の実施(延べ4日間) (※3)
- 広報の共同実施

III 多様な出口の確保（任意事業等）

任意事業の実施により多様な出口支援の更なる充実に努める。まず県が先駆的に取り組み、市に対して県の取組を示すとともに、県との共同・連携による積極的な取組を促す。

（1）就労準備支援事業

NPO法人等に委託し、委託先の連携団体等の協力を得て、就労に向けた基礎能力形成からの支援を、計画的、集中的（6ヵ月～1年）に実施。就労体験等の協力事業所による中間的就労への取組も促進。



（2）家計相談支援事業

県下2か所のセンターに家計相談支援員（消費生活アドバイザー等）を配置し、専門的・継続的な指導により、相談者が自ら家計を管理できるよう支援。再び困窮状態に陥ることを防止。

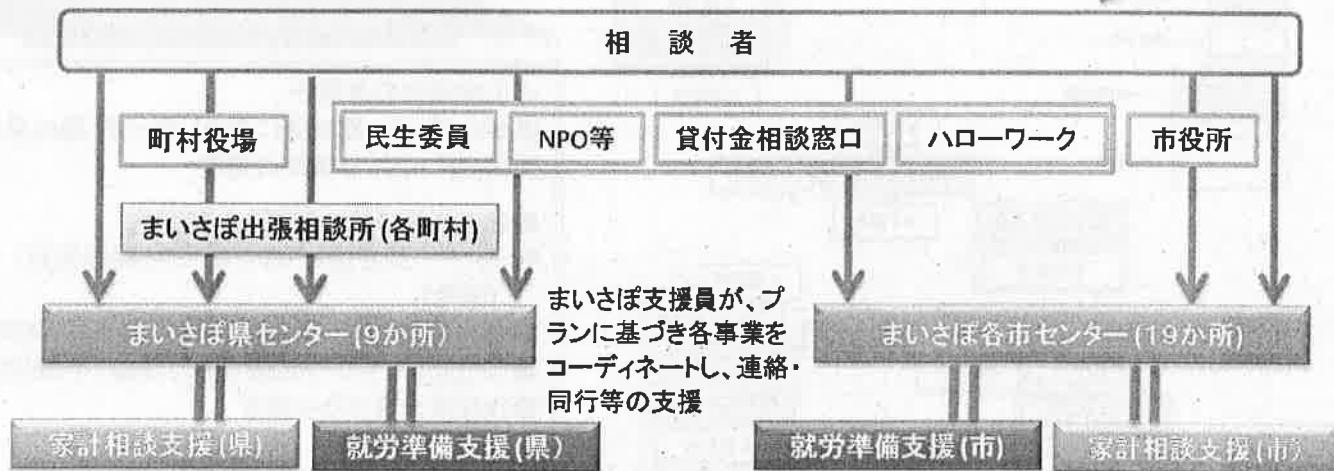
- 専門職員が信頼関係を構築し、本人を取り巻く課題に深くかかわり支援（レシート整理、ライフプランなど）。
- 税・社会保険料の減免制度、債務整理、貸付のあっせんなど広範な制度を熟知した職員による支援が必要。

（3）就労訓練事業者（中間的就労）の開拓

支援付きの就労・訓練の場を提供する就労訓練事業者を、産業労働部と連携して、社会福祉法人やNPO等を中心に広域的に開拓。市へ情報提供。

参考：生活困窮者自立支援制度による相談者の流れ

→：相談者の流れ



IV 市・支援団体との連携、人材育成（再掲）

※1 市の協力を得て、県と市の連携体制について定める協定を締結

名称「まいさぽ」の使用、社会資源の情報共有、相談者の引継ぎ、統計ツールの共通化 等

※2 支援団体ネットワーク会議の開催

官民や自治体の枠を越えた連携体制を構築するための支援団体ネットワーク会議を、市の協力を得て県及び圏域毎に開催

※3 本県独自の人材育成のための研修開催

国の研修とは別に、市事業職員も対象として、事業の理念、実践、研究等の研修を実施
新任職員研修、任意事業等先進事例・困難事例研究、中間的就労研究 等